

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：45件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（D）ドレン弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	ほう酸水注入系タンクオーバーフロー配管ベント弁の二次側配管先端部に閉止栓が取り付けられていない為、当該部に閉止栓を取付	対象外	
3	1号機	復水脱塩装置通薬用硫酸タンクレベル計の動作確認装置に動作不良が認められたため、当該チェッカーを点検・修理	D	
4	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口導電率計のサンプル流量調節弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（B1）ベント弁及び同ボール回収器（B2）ベント弁よりシートリークが認められたため、当該弁（計2台）を点検・修理	D	
6	2号機	中央操作室の原子炉制御盤に給水制御装置故障の警報が発生し、復帰したため、対応検討	C	
7	3号機	タービン建屋2階換気空調設備外気取入ルーバー（海側：全4箇所）に腐食が認められたため、当該ルーバーを点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調設備南側給気ファン（C・D）室の東側床面塗装部にゆがみが認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
9	3号機	タービン建屋換気空調設備南側給気ファン（C・D）用外気処理装置内面に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
10	3号機	サービス建屋空調室の電線管中継箱のビスに紛失（10本中2本）が認められたため、当該ビスを取付	対象外	
11	3号機	タービン建屋2階の床面塗装の一部に剥がれが認められたため、当該部を補修塗装	D	
12	3号機	タービン建屋換気空調設備南側給気ファン（C・D）出口ダクトの建屋壁面貫通部より外気の流れ込みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	復水脱塩装置遠方操作用モニタ装置（2台中1台）に起動不能が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
14	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）室に敷設されている可燃性ガス濃度制御系配管の塗装の一部に剥がれが認められたため、当該部を補修塗装	D	
15	3号機	電気油圧式制御装置用油タンクの下部床面塗装にひびが認められたため、当該床面を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	タービン建屋地下バッチオイルタンク本体の下部全域（広範囲）に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）室北東コーナー部設置の電線管中継箱に腐食が認められたため、当該中継箱を点検・修理	D	
18	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）室北西コーナー部設置の電線管取外し箇所閉止栓が取り付けられていないため、当該部に閉止栓を取付	D	
19	3号機	原子炉建屋1階北側（制御棒駆動水圧制御ユニット西側）通路脇の接地線の外れが認められたため、当該アース線を点検・修理	D	
20	3号機	ヒューズ収納盤（原子炉建屋1階南側制御棒駆動水圧制御ユニットスクラム電磁弁ヒューズ）に接続している電線管（1本）に接地線が未接続であることが認められたため、当該接地線を接続	D	
21	3号機	超高圧開閉所碍子洗浄装置制御盤の状態表示ランプに点灯不良（接触不良による）が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
22	3号機	原子炉建屋1階エレベータ横階段下の床面塗装の一部に剥がれが認められたため、当該部を塗装修理	D	
23	3号機	原子炉建屋南東側中地下設置のエアラインマスク用空気供給母管のドレントラップ用止めネジに発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	4号機	所内ボイラ(B)レベルスイッチ付指示計の点検において、指示値不良が認められたため、当該指示計を修理	D	
25	4号機	所内ボイラ（B）給水元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	4号機	主復水器ホットウェル高水位制御弁のグラウンド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	D	
27	4号機	原子炉建屋5階換気空調系冷却コイル凝縮水配管の保温材カバー隙間より水の滴下（約1滴/5分程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	4号機	取水設備スクリーン洗浄装置渦巻きストレーナ（A）の自動ペント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	4号機	タービン建屋地下西側廊下設置の照明用分電盤の扉（4箇所の内、2箇所）の開閉不能（取っ手固着）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
30	5号機	取水電源室換気空調系局所空調機用室外機（A・B）の点検において室外機（A）用クランクケースヒーターの断線及び室外機（B）用圧力計の動作不良（指針固着）が認められたため、当該ヒーター及び圧力計を交換	D	
31	5号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査対象計器である格納容器内酸素濃度指示変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を校正	D	
32	5号機	計装用圧縮空気系除湿機（B）自動バイパス弁の保護カバー（アクリル製）に破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
33	5号機	原子炉建屋換気空調系給気ダクトサンプル採取口閉止蓋に破損及び紛失が認められたため、当該閉止蓋を交換及び取付	D	
34	5号機	タービン補機冷却系発電機水素冷却器出口温度調整弁の保温材カバーに変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
35	5号機	廃棄物処理系洗濯廃液ろ過器（A）差圧計元弁に操作ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
36	5号機	廃棄物処理建屋1階プリコートタンク室北東側壁上部より雨漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
37	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク(B)循環弁の駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
38	6号機	高圧炉心スプレイ用ディーゼル発電設備ディーゼルエンジン起動用電磁弁上部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	B	
39	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気加熱コイル用放熱フィンに破損が認められたため、当該フィンを交換	D	
40	6号機	タービン建屋2階所内蒸気系配管エルボ部の保温材カバーに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
41	6号機	可燃性ガス濃度制御系ユニット(B2)用冷却水配管の保温材カバーに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
42	6号機	東側屋外トレンチの漏えい警報の発生が認められたため、当該トレンチを点検・清掃	D	
43	6号機	高圧炉心スプレイ系バッテリー室内のシンクと排水配管の接合部にリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
44	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機復水器(B)ブロワ(A)ケーシングドレン配管フランジ部付近に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
45	集中環境施設	焼却工作建屋3階換気空調系排気処理装置内の火災報知器(No.158)が誤動作したため、当該火災報知器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで